



鳥取県公報

平成16年12月10日(金)
第7645号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	土地改良区の役員の退任 (975) (中部総合事務所農林局)	1
	生活保護法による介護機関の指定 (976) (福祉保健課)	1
	生活保護法による居宅介護事業の廃止の届出 (977) (＃)	2
	結核予防法による医療機関の指定 (978) (健康対策課)	2
	貸金業の規制等に関する法律による業務の停止 (979) (経済政策課)	2
	都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧 (980) (都市計画課)	3
	廃川敷地等の生成 (981) (河川課)	3
選管告示	鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数 (80)	4
監査告示	包括外部監査人の監査の事務を補助する者の氏名等 (2)	4
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示 による通知 (森林保全課)	4
	砂利採取業務主任者試験の合格者 (治山砂防課)	5
調達公告	公募型指名競争入札の実施 (管財課)	6
	落札者の決定 (教育委員会事務局教育環境課)	8
正 誤	平成16年11月12日付鳥取県告示第885号中訂正	9

告 示

鳥取県告示第975号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第16項の規定に基づき、次のとおり上大口土地改良区から役員が退任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成16年12月10日

鳥取県中部総合事務所長 池 上 勝 治

退任した役員の氏名及び住所

理 事 高見 峯 倉吉市山根670

平成16年11月24日退任

鳥取県告示第976号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2 第1項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第55

条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年12月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
琴浦町	東伯郡琴浦町大字徳万591 - 2	琴浦町国民健康保険直営赤碕診療所	東伯郡琴浦町大字赤碕1920 - 74	訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導	平成16年9月1日

鳥取県告示第977号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条の2の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成16年12月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	廃止年月日
赤碕町	東伯郡赤碕町大字赤碕1142 - 3	赤碕町国民健康保険直営赤碕診療所	東伯郡赤碕町大字赤碕1920 - 74	平成16年8月31日

鳥取県告示第978号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年12月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

名 称	所 在 地	指定年月日
はしぐちホームクリニック	鳥取市新103 - 10	平成16年11月9日
クリニック アゼリア	倉吉市山根43	平成16年12月1日

鳥取県告示第979号

貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第36条第1号及び第8号に該当して同項の規定により次のとおり業務の全部（弁済の受領及び債権の保全行為を除く。）の停止を命じたので、同法第41条の規定により告示する。

平成16年12月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 商号
ラクラク
- 2 代表者の氏名
岩谷恵子
- 3 主たる営業所の所在地
鳥取市立川町二丁目462
- 4 登録番号
鳥取県知事（N3）第00246号
- 5 登録年月日
平成14年7月15日
- 6 業務の停止の期間
平成16年12月3日から平成17年1月31日まで

鳥取県告示第980号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき、境港市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成16年12月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 都市計画の種類及び名称
米子境港都市計画下水道
- 2 縦覧場所
鳥取県県土整備部都市計画課 鳥取市東町一丁目220

鳥取県告示第981号

河川区域の変更により次のとおり廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県県土整備部河川課及び西部総合事務所県土整備局に備え置いて縦覧に供する。

平成16年12月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 河川の名称
二級河川阿弥陀川水系阿弥陀川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
平成16年12月10日
- 3 廃川敷地等の位置
西伯郡名和町大字押平字前塚田286 - 4 及び286 - 5
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 1,784.09平方メートル
- 5 河川法施行法（昭和39年法律第168号）第18条の規定によりなお効力を有するものとされる旧河川法（明治29年法律第71号）第44条ただし書の規定により、この廃川敷地等の下付を受けようとする者は、この告示の日

から3月以内に鳥取県知事に下付の申請をしなければならない。

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第80号

平成16年12月5日現在における鳥取海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数は、1,337であるので、漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定により告示する。

平成16年12月10日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

監 査 告 示

鳥取県監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の29に規定する包括外部監査人である植田昭の監査の事務を補助する者の氏名及び住所並びに当該監査の事務を補助する者が当該包括外部監査人の監査の事務を補助できる期間について、同法第252条の32第2項の規定により、次のとおり告示する。

平成16年12月10日

鳥取県監査委員 石 差 英 旺
鳥取県監査委員 井 上 耐 子
鳥取県監査委員 石 村 祐 輔
鳥取県監査委員 鍵 谷 純 三

氏 名	住 所	監査の事務を補助できる期間
高川一志	米子市旗ヶ崎六丁目10-24	平成16年12月3日から平成17年3月31日まで

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成16年12月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成16年11月19日付鳥取県告示第903号）の内容

（告示の内容）

- (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

木島 虎蔵	八頭郡若桜町大字淵見字巻ノ谷914
木島 康子	〃
木島 虎蔵	八頭郡若桜町大字淵見字巻ノ谷915
木島 康子	〃
土田 藤一	八頭郡若桜町大字淵見字巻ノ谷916の5
木島 虎蔵	八頭郡若桜町大字淵見字巻ノ谷926
木島 康子	〃
木島 虎蔵	八頭郡若桜町大字淵見字巻ノ谷926の1
木島 康子	〃

- (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

- (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

- 3 通知の掲示場所 若桜町役場

- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

平成16年11月12日に実施した平成16年度砂利採取業務主任者試験に合格した者は、次のとおりである。

平成16年12月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

受験番号 4 5 7 12 13 14 20 23 24

調 達 公 告

公募型指名競争入札を行うので、次のとおり公告する。

平成16年12月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 工事の概要

(1) 工 事 名 県立鹿野かちみ園改築工事 (第二期建築)

(2) 工事場所 鳥取市鹿野町今市

(3) 工事内容

ア 本件工事は、特定建設工事共同企業体 (以下「共同企業体」という。) による共同施工により、知的障害者更正施設県立鹿野かちみ園の南棟 (要介助高齢知的障害者棟) の改築工事を行うものである。

イ 本件工事は、別途発注予定の県立鹿野かちみ園改築工事 (第二期電気設備)、県立鹿野かちみ園改築工事 (第二期空調設備)、県立鹿野かちみ園改築工事 (第二期衛生設備) 及び県立鹿野かちみ園改築工事 (第二期植栽) と協調を図り実施する必要がある。

(4) 工事の規模及び構造

南棟	構造	鉄骨造平屋建	延べ面積	3,378.25平方メートル
倉庫	構造	鉄骨造平屋建	延べ面積	30.80平方メートル
車椅子用駐車場	構造	鉄骨造平屋建	延べ面積	19.00平方メートル
ごみ置場	構造	木造平屋建	延べ面積	12.00平方メートル

(5) 工 期 平成17年3月から平成18年3月15日まで

(6) 予定価格 683,690,700円 (消費税及び地方消費税の額を含む。)

2 技術資料の提出ができる者

技術資料及び入札参加資格確認書類 (以下「技術資料等」という。) の提出ができる者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 共同企業体に関する条件

ア 共同企業体が、2名により自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員の出資比率が、30パーセント以上であること。

ウ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

エ 各構成員が、本件入札において他の共同企業体の構成員でないこと。

(2) 共同企業体の構成員共通の資格

ア 県内に本店を有する者であること。

イ 地方自治法施行令 (昭和22年政令第16号) 第167条の4の規定に該当しない者であること。

ウ 建築工事業について、建設業法 (昭和24年法律第100号) 第3条第6項に規定する特定建設業の許可を受けていること。

エ 平成14年鳥取県告示第367号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) 又は平成15年鳥取県告示第442号 (建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について) (以下これらを「入札参加資格告示」という。) に基づく入札参加資格 (以下「入札参加資格」という。) のうち、一般建築工事のA級に係るものを有すること。

オ 平成16年12月10日 (金) から同月22日 (水) までの間のいずれの日においても、鳥取県建設工事等入札

参加資格者指名停止措置要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。

カ 平成16年4月1日(木)から同年12月22日(水)までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者(入札参加資格の再認定の手続を行っている者を除く。)でないこと。

キ 本件工事に係る設計業務の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連を有する者でないこと。

(3) 共同企業体の代表者の資格

ア 入札参加資格告示4による資格決定通知書に記載された一般建築工事における総合点数が1,030点以上であること。

イ 次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

(ア) 申請者と直接的かつ恒常的な雇用関係(第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、技術資料の提出のあった日の3月以上前から継続しているものをいう。)にある者であること。

(イ) 平成7年度以降に工事が完成し、引渡し完了している鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造で1棟の延べ面積が1,000平方メートル以上の建築物の建築工事(以下「同種工事」という。)を元請として施工した者の監理技術者、主任技術者等(以下「技術者等」という。)として同種工事を施工管理した経験を有する者であること。ただし、共同企業体の施工した同種工事を施工管理した経験については、出資比率が20パーセント以上(出資比率が20パーセント未満であるが、出資比率が20パーセント以上のものと同等以上の実績として総務部長が認めたものを含む。)の構成員の技術者等として施工管理したものに限る。

(ウ) 建築士法(昭和25年法律第202号)第4条第1項の規定による一級建築士に係る免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

(エ) 建築工事業について、建設業法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

(4) 共同企業体の代表者以外の者の資格

次に掲げる基準を満たす者で、本件工事の施工期間中主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができるものを有すること。

ア (3)のイの(ア)の基準を満たす者であること。

イ 主任技術者にあつては、建築士法第4条第1項の規定による一級建築士に係る免許若しくは同条第2項の規定による二級建築士に係る免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級若しくは2級の建築施工管理の技術検定に合格した者であること。

ウ 監理技術者にあつては、建築士法第4条第1項の規定による一級建築士に係る免許を有する者又は建設業法第27条第1項の規定により実施される1級の建築施工管理の技術検定に合格した者であり、かつ、建築工事業について同法第27条の18第1項に規定する監理技術者資格者証の交付を受けている者であること。

3 技術資料等の作成及び提出

(1) 技術資料等作成要領の交付

技術資料等作成要領は、平成16年12月10日(金)から同月22日(水)までの間にインターネットのホームページ(<http://www.pref.tottori.jp/soumubu/kanzaika/index.htm>)から入手するものとする。ただし、これにより難しい者には、次により直接交付するものとする。

ア 交付期間及び時間

平成16年12月10日(金)から同月22日(水)までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前9時から午

後4時まで

イ 交付場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部管財課管理係（鳥取県庁本庁舎2階）

(2) 技術資料等の提出

本件入札に参加を希望する者は、技術資料等作成要領に基づき作成した技術資料等を次により提出するものとする。

ア 提出期間及び時間

(1)のイと同じ。

イ 提出場所

鳥取市東町一丁目220 鳥取県総務部管財課管理係

ウ 提出方法

持参又は郵送によること。なお、郵送による申込みは、書留郵便によることとし、平成16年12月22日(水)午後4時までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 技術資料等の審査

提出された技術資料等を基に、指名審査委員会に諮り審査し、本件入札に参加できる者を指名するものとする。なお、本件入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。

4 その他

(1) 関連情報を入手するための照会窓口は、鳥取県総務部管財課管理係（電話番号0857-26-7085）とする。

(2) 技術資料等の提出をもって、提出者に本件入札への参加意欲があるものとみなす。

(3) 技術資料等の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

(4) 技術資料等の提出は、本件入札への参加の意向を確認するものであって、技術資料等の提出があっても指名されとは限らない。

(5) 技術資料等その他提出された資料は、返却しない。

(6) 工事内容に関する説明会は、行わない。

(7) 提出された技術資料等は、提出した者に無断で本件入札以外の用途には使用しない。

(8) 本件工事の落札者は、1の(6)の予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者とする。ただし、その者の入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

(9) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和48年鳥取県規則第66号）第8条の規定による契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とするとともに、同規則第60条第1項の規定による前払金の額を請負代金の10分の2以下の額とする。

(10) 入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、本件工事の施工期間中、2の(3)のイに掲げる監理技術者又は2の(4)に掲げる主任技術者若しくは監理技術者に加え、2の(3)のイの(ア)及び(ウ)に掲げる基準を満たす者を1名専任で配置することを求める。この場合においては、この者が共同企業体のどの構成員に属するかは問わない。

(11) 技術資料を提出する者が1者のみの場合は、本件入札を中止する。

(12) 本件工事に係る工事請負契約の締結は、鳥取県議会の議決を要するものである。

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成16年12月10日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 調達案件の名称及び数量 鳥取県海洋練習船「若鳥丸」第2種中間検査 一式
- 2 契 約 方 式 一般競争入札
- 3 落 札 日 平成16年11月22日
- 4 落札者の名称及び所在地 サンセイ株式会社下関工場
山口県下関市彦島本村町三丁目5 - 1
- 5 落 札 金 額 28,980,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 入 札 公 告 日 平成16年10月8日
- 7 落 札 方 式 最低価格落札方式
- 8 契約事務担当部局の名称 鳥取県立境水産高等学校
及び所在地 境港市中野町2000

正 誤

平成16年11月12日付鳥取県告示第885号（保安林の指定施業要件の変更予定について）中次の箇所に誤りがあったので、訂正する。

頁 5

行 23

誤 1554の42

正 1555の42

